



## 第28回

# 定時株主総会 招集ご通知

### 目次

株主の皆様へ	1
第28回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	6
(添付書類) 事業報告	8
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告	30
TOPICS	38

### 日時

2023年9月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

### 場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館  
TKPガーデンシティ御茶ノ水 3階カンファレンスルーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

**株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
ここに第28回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。**

当社グループの第28期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）は、ロシアによるウクライナ侵攻によって日本経済が大きな地政学的な影響を受けたものの、当社グループは日本国内における事業活動が主要であり、事業活動に対する著しい影響はありませんでした。

保険販売事業においては、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しつつある中、向井理さんをイメージキャラクターとして起用した大規模プロモーションを実施するとともに、オリコン顧客満足度<sup>®</sup>調査来店型保険ショップランキングにて史上初の3年連続総合1位を押し出した広告も継続しております。その結果、コロナ禍当時に比べ『保険クリニック<sup>®</sup>』への客足も戻りつつあります。今後も大規模なブランディング活動、営業企画機能及びマーケティング機能の強化並びに質の高いコンサルタントの育成等の施策を継続してまいります。

ソリューション事業においては、保険会社・保険乗合代理店や地方銀行による『ASシステム』、『AS-BOX』の導入も進んだことから、好調に推移しつつあります。また、保険会社・金融機関向け『スマートOCR<sup>®</sup>』の受注も堅調に推移しております。今後も『ASシステム』、『AS-BOX』の大型導入を目指した営業活動の継続してまいります。

システム事業においては、『スマートOCR<sup>®</sup>』の行政機関や銀行での採用など、新規受注が好調に推移しました。今後は、システム事業の先行投資の継続、SEならびに営業人員の強化に努めてまいります。

当社グループは、第28期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）からスタートする3か年計画を策定いたしました。同計画は、①保険SHOPの新しいスタイル～デジタル技術活用による最良の顧客サービスの永続的提供～②保険クリニック認知度向上③DXを活用したオンライン相談の拡大④ASシステムの大型導入先の開拓、新サービスの提供⑤スマートOCR事業の更なる拡大、販売力の強化を五本柱としています。同計画の達成、また企業価値の向上を目指しグループ一丸となって挑戦を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社アイリックコーポレーション  
代表取締役社長 勝本 竜二

## ■議決権行使のご案内

事前に議決権を行使いただく場合

書面による議決権行使



詳細は 4 ページ

インターネットによる議決権行使



詳細は 4 ページ

当日に出席いただく場合

会場でのご出席



詳細は 4 ページ

株 主 各 位

証券コード 7325  
(発送日) 2023年9月13日  
(電子提供措置開始日) 2023年9月7日  
東京都文京区本郷二丁目27番20号  
株式会社アイリックコーポレーション  
代表取締役社長 勝 本 竜 二

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.irrc.co.jp/ir/stockinformation/meeting.html>



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7325/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アイリックコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「7325」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年9月28日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所	東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号 三井住友海上駿河台新館 T K P ガーデンシティ御茶ノ水 3階カンファレンスルーム (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第28期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第28期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> <b>第1号議案 剰余金の処分の件</b> <b>第2号議案 定款一部変更の件</b>

以 上

■議決権の行使等についてのご案内

4ページから5ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

■電子提供措置事項について

- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」を除いております。監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と前記各ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」とで構成されております。

■[事業戦略説明会]開催のご案内

本総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「事業戦略説明会」を開催いたします。「事業戦略説明会」の内容につきましては、後日当社のウェブサイトにて掲載させていただく予定です。ご参加されない株主様におかれましては当社のウェブサイトをご覧ください。

当社のウェブサイト <https://www.irrc.co.jp/ir/>

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年9月28日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

**場所** 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館  
T K P ガーデンシティ御茶ノ水 3階カンファレンスルーム  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面(郵送)により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年9月27日(水曜日) 午後6時到着分まで

※議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

## インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年9月27日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

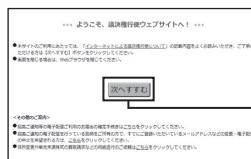
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

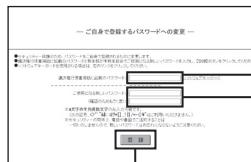
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の最重要課題と認識し、利益配当を実施することを基本方針としております。第28期の期末配当につきましては、当社の配当基本方針に基づき、1株につき15円とさせていただきますたく存じます。

### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金15円  
なお、この場合の配当総額は126,919,995円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年9月29日といたしたいと存じます。

**第2号議案****定款一部変更の件**

## 1. 提案の理由

事業内容の多角化に対応するために、現行定款第2条（目的）につきまして、目的事項の追加を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. (省 略) (新 設) 15. 上記各号に附帯関連する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. (現行どおり) <u>15. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業</u> <u>16. 上記各号に附帯関連する一切の事業</u>

(添付書類)

# 事業報告 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2022年7月1日から2023年6月30日まで)におけるわが国経済は、コロナ禍からの正常化の動きが加速し、消費者の慎重姿勢を和らげ、物価高が続くなかでも消費の回復が見込まれ、ウィズコロナを一層進展させております。

このような外部環境の下、当社は「人と保険の未来をつなぐ～Fintech Innovation～」という企業テーマを掲げ、保険分析・販売支援におけるプラットフォーマーとしての事業展開を推進しております。また、独自開発した『保険IQシステム<sup>®</sup>』、『ASシステム』、『AS-BOX』及び『スマートOCR<sup>®</sup>』を活用し、システムユーザーの更なる拡大を目指しております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ・ 保険販売事業

直営店部門は、向井理さんをイメージキャラクターとしたTVCMをメインに大規模なプロモーションを2022年11月と2023年2月に実施しました。また、オリコン顧客満足度<sup>®</sup>調査で来店型保険ショップ部門史上初の3年連続総合1位を全面に押し出した広告も継続しております。その結果、Web広告からの電話相談・オンライン相談への流入が増加したことにより予約数は大幅に増加しました。一方で、既存店における直接来店件数は横ばいとなりました。売上高は前期を上回りましたが当初予想値には届きませんでした。なお6月末の直営店舗数は前期末から4店舗増の62店舗となりました。

法人営業部門は、新規案件及び既存顧客の大型追加契約の獲得により、売上高は当初予想値を上回りました。この結果、同事業の当連結会計年度の売上高は3,299,467千円(前連結会計年度比8.3%増)、セグメント利益は274,604千円(同39.0%減)となりました。

#### ・ソリューション事業

F C部門は、6月末のF C店舗数が前期末より4店舗増の200店舗（18店舗オープン、10店舗クローズ、4店舗直営化、純増4店舗）となり、一部店舗の直営化並びに、Webからの送客増加により増収いたしました。今後も、①新規リクルート活動の強化、②既存代理店への追加出店の提案、③店舗運営指導要員の派遣という施策を実施し、他業界からの新規参入企業への支援と取り組みを行ってまいります。

A S部門は、A SシリーズのユーザーID数が11,921となり堅調に推移しました。

地方銀行への導入は増加しており、銀行の導入は前期30行から36行となりました。また、大手保険会社をはじめとした大型案件は複数継続しており、具体的な導入に向けての検討が進んでおります。今後も全国規模の金融機関や保険会社、地方銀行、企業系代理店による新規導入の獲得に向けて注力しております。

この結果、同事業の当連結会計年度の売上高は2,000,758千円（前連結会計年度比29.3%増）、セグメント利益は815,764千円（同37.3%増）となりました。

#### ・システム事業

子会社である株式会社インフォディオは、官公庁関連サービスへのO E M提供や大手企業や生命保険会社など、『スマートOCR<sup>®</sup>』関連の新規受託開発が好調に推移し大幅な増収増益となりました。『スマートOCR<sup>®</sup>』及び電子帳簿保存クラウドサービス『DenHo<sup>®</sup>』については多くの問い合わせを頂いております。今後の当社グループの業績を牽引することが期待できるサービスの一つです。

この結果、同事業の当連結会計年度の売上高は704,331千円（前連結会計年度比16.1%増）、セグメント利益は73,258千円（同94.7%増）となりました。

(注) 『スマートOCR<sup>®</sup>』とは、AI（人工知能）を搭載し、ディープラーニング技術（深層学習、人間が自然に行うタスクをコンピュータに学習させる機械学習の手法の一つ）を活用した、非定型帳票対応の次世代型光学的文字認識システムです。

(注) 『DenHo<sup>®</sup>』とは、紙文書をスキャンしたり、スマホで撮影したりしてアップロードするとAIが文書の文字を認識・データ化して保存し、文書内のキーワードで検索・閲覧できる電子帳簿保存法に対応したクラウドサービスです。

販売費及び一般管理費につきましては、2023年5月15日に開示しました、「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ、ならびに投資有価証券評価損による特別損失計上に関するお知らせ」のとおり、第3四半期連結会計期間において、貸倒引当金繰入額48,400千円を計上いたしました。

また、2022年11月と2023年2月に実施したテレビCMをメインとした大規模プロモーションや、人員増による人件費の増加、システム開発に伴うソフトウェア償却等から、当連結会

計年度の販売費及び一般管理費は4,827,570千円（前連結会計年度比23.3%増）となりました。

営業利益以下につきましては、特別損失として上記のお知らせのとおり、当社が出資している取引先に対して投資有価証券評価損43,000千円も計上いたしました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高6,004,557千円（前連結会計年度比15.5%増）、営業利益187,890千円（同55.1%減）、経常利益194,772千円（同54.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益16,039千円（同93.7%減）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は294,834千円（未実現利益調整後）であります。

当社グループでは、来店型保険ショップ『保険クリニック<sup>®</sup>』の店舗展開や、当社グループのシステムを販売・提供するためにソフトウェア開発（無形固定資産を含む）を中心に設備投資を実施いたしました。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、新株予約権の行使により58,100千円の資金調達を行いました。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

ユニアックス株式会社の普通株式43,000株を取得しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		2020年6月期 第25期	2021年6月期 第26期	2022年6月期 第27期	2023年6月期 (当連結会計年度) 第28期
売上高	(千円)	4,169,349	4,638,424	5,199,397	6,004,557
営業利益	(千円)	479,241	365,837	418,158	187,890
経常利益	(千円)	488,681	374,214	432,203	194,772
親会社株主に帰属 する当期純利益	(千円)	323,208	233,322	255,984	16,039
1株当たり当期純利益	(円)	37.86	27.33	29.94	1.85
総資産	(千円)	3,973,470	4,281,158	4,578,158	4,498,864
純資産	(千円)	3,500,450	3,631,149	3,800,813	3,614,225
1株当たり純資産額	(円)	409.91	425.23	443.56	423.83

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インフォディオ	100百万円	89.5%	システム事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、企業テーマである「人と保険の未来をつなぐ～Fintech Innovation～」を掲げ、独自開発したサービスの活用や店舗網・システムユーザーの拡大により、保険分析・販売支援におけるプラットフォーマーとしての事業展開を目指しております。その企業テーマと経営方針に従い、2022年6月29日開催の取締役会において新たに「3か年計画」を策定し、目標年度を前計画の2023年6月期から2025年6月期に変更して再始動することを決定いたしました。次期（2024年6月期）は同計画の2年目となり、施策は以下の通りです。

- ①保険SHOPの新しいスタイル～デジタル技術活用による最良の顧客サービスの永続的提供～
- ②『保険クリニック<sup>®</sup>』の認知度向上、集客数の向上
- ③DXを活用したオンライン相談の拡大
- ④ASシステムの大型導入先の開拓、新サービスの提供
- ⑤『スマートOCR<sup>®</sup>』事業の更なる拡大、販売力の強化

上記の取り組みにより、次期（2024年6月期）の連結業績見通しにつきましては、売上高7,524,000千円（前連結 会計年度比25.3%増）と増収を目指す一方、人財及びマーケティング拡大における効率的投資を実施する事により、営業利益371,000千円（同97.8%増）、経常利益377,000千円（同94.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益151,000千円（同845.1%増）と増益を見込んでおります。

#### (5) 主要な事業内容（2023年6月30日現在）

事業区分	事業内容
保険販売事業	個人及び法人向けの保険販売
ソリューション事業	保険代理店やその他保険販売会社に対する保険ソリューションの提供
システム事業	システム開発及び機能強化

(6) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

① 当社

本 社	東京都文京区本郷二丁目27番20号
保険クリニック直営店	北海道 3店舗 石川県 2店舗 埼玉県 8店舗 東京都 24店舗 神奈川県 11店舗 千葉県 6店舗 静岡県 1店舗 兵庫県 2店舗 大阪府 4店舗 福岡県 1店舗

② 子会社

株式会社インフォディオ	東京都文京区本郷二丁目27番20号
-------------	-------------------

## (7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保険販売事業	236 (49) 名	15名増 (8名増)
ソリューション事業	51 (11)	9名増 (-)
システム事業	72 (-)	18名増 (-)
全社 (共通)	53 (4)	6名増 (-)
合計	411 (64)	48名増 (8名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、非営業部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べて48名増加しましたのは業容拡大によるものであります。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340 (64) 名	30名増 (8名増)	41歳0ヶ月	5年10ヶ月

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等を含む）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 8,708,000株  |
| ③ 株主数        | 5,559名      |
| ④ 大株主(上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Nihon IFA Partners Ltd.	2,423,040株	28.636%
勝 本 竜 二	1,234,500	14.589
住友生命保険相互会社	566,960	6.700
ネオファースト生命保険株式会社	566,800	6.698
株式会社トラッドジャパン	350,000	4.136
FWD生命保険株式会社	220,000	2.600
勝 本 伸 弘	211,900	2.504
半 澤 勝 広	202,100	2.388
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 信 託 □ )	197,600	2.335
岡 秀 朋	65,200	0.770

- (注) 1. 持株比率は自己株式246,667株を控除して計算しております。  
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は140,000株増加しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	勝 本 竜 二	株式会社インフォディオ 取締役 株式会社トラッドジャパン 代表取締役社長
取締役副社長	半 澤 勝 広	営業統括本部長
取 締 役	大 森 学	常務執行役員兼 営業統括本部長代理兼法人事業部長
取 締 役	勝 本 伸 弘	システム本部長 株式会社インフォディオ 代表取締役社長
取 締 役	戸 谷 元 彦	管理本部長
取 締 役	建 部 賢 二 郎	営業統括本部営業企画管掌兼ソリューション事業部長兼 大阪支店長
取 締 役	相 原 尚 昭	経営企画管掌
取 締 役	清 水 照 雄	有限会社ティーエスプランニング 代表取締役社長 株式会社シグマクシス 顧問
常 勤 監 査 役	青 島 一 哲	株式会社インフォディオ 監査役
監 査 役	鈴 木 康 之	ハーマーズ株式会社 監査役 弁護士法人鈴木康之法律事務所 代表 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役
監 査 役	池 田 勉	赤坂有限責任監査法人 代表社員 赤坂税理士法人 社員 株式会社RISE 監査役 タメニー株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役勝本伸弘氏は、代表取締役社長勝本竜二氏の実兄であります。  
 2. 取締役清水照雄氏は、社外取締役であります。  
 3. 常勤監査役青島一哲氏、監査役鈴木康之氏及び池田勉氏は、社外監査役であります。  
 4. 監査役池田勉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 2023年6月30日付で取締役（営業統括本部保険クリニック直営事業部長）富山昇司氏は当社取締役を辞任により退任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
戸谷元彦	管理本部長	管理本部長兼 兼 総務部長	2023年7月1日
相原尚昭	経営企画管掌	経営企画管掌兼 兼 内部監査室長	2023年7月1日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社である株式会社インフォディオの取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し、被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。

なお、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、各取締役の職責や役位に応じて支給する「固定報酬」と、会社の業績に応じて支給する「業績連動報酬」で構成し、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の確保の観点から「固定報酬」のみとする。

b.固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬は月例の固定報酬とし、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

- c.業績連動報酬の内容及び額又は、数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は、条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、単年度の業績達成を強く動機づけるため、連結経常利益予算の達成を基準とすることを基本方針とする。期初に設定した連結経常利益予算をもとに設定した目標値を達成した場合、毎年一定の時期に、年間固定報酬の10%を支給し、以降達成度合いに応じて20%を上限に支給する。

- d.固定報酬、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬は、期初に設定した連結経常利益予算をもとに設定した目標値の達成を条件としているため、年度によりばらつきがあるものの、年間固定報酬の20%を支給した場合、総報酬額の割合は、固定報酬約83%、業績連動報酬約17%程度となる。

- e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

社外監査役を議長とし、代表取締役、社外取締役で構成する報酬会議を設置し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で報酬の決定方針、報酬額の決定を行い、取締役会にて報告する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1)	219,570千円 (6,000千円)	219,570千円 (6,000千円)	- (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,920千円 (10,920千円)	10,920千円 (10,920千円)	- (-)
合計 (うち社外役員)	12 (4)	230,490千円 (16,920千円)	230,490千円 (16,920千円)	- (-)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第22回定時株主総会において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2008年2月25日開催の臨時株主総会において年額120,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬については、単年度ごとの業績達成を強く動機付けるため、連結経常利益予算の達成を基準とすることとしており、当事業年度における同報酬にかかる経営指標は、連結経常利益予想310,000千円に対し、連結経常利益470,000千円を業績目標(業績連動報酬支給後、連結経常利益予想である310,000千円及び第27期連結経常利益実績432,203千円を下回らない額)とし、業績目標達成を支給条件としておりましたが、連結経常利益実績が194,772千円となり業績目標未達となったため支給しておりません。
5. 取締役会は、社外監査役を議長とし、代表取締役、社外取締役の計3名で構成する報酬会議に、各取締役の個人別固定報酬額及び業績連動報酬の支給の有無について決定を一任しております。委任した理由は、社外取締役、社外監査役が過半を占める報酬会議に委任することにより、客観性や透明性を確保できると判断したからです。

<報酬会議の構成> 委員長 青島一哲 独立社外監査役  
 委員 勝本竜二 代表取締役社長  
 委員 清水照雄 独立社外取締役

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
社外取締役	清水照雄	有限会社ティーエスプランニング 代表取締役社長 株式会社シグマクシス 顧問	記載すべき関係はありません。
社外監査役	青島一哲	株式会社インフォディオ 監査役	当社子会社
社外監査役	鈴木康之	ハーマンズ株式会社 監査役 弁護士法人鈴木康之法律事務所 代表 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役	記載すべき関係はありません。

地 位	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
社外監査役	池田 勉	赤坂有限責任監査法人 代表社員 赤坂税理士法人 社員 株式会社RISE 監査役 タメニー株式会社 監査役	記載すべき関係はありません。

□. 社外役員が当社の親会社等又は子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

地 位 及 び 氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 清水 照 雄	当事業年度に開催された取締役15回のすべてに出席しており、取締役会において、長年にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 当社業績や中期経営計画等に関し、徹底した分析と中長期的視点から発言を行うなど、適切に役割を果たしております。
社外監査役 青 島 一 哲	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しており、監査役会15回のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、業務内容の豊富な知識と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役 鈴 木 康 之	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しており、監査役会15回のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 池 田 勉	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席しており、監査役会15回のすべてに出席しております。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の清水照雄氏、社外監査役の鈴木康之氏及び池田勉氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低限度額を限度としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,100千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、短期調査業務であります。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、29,100千円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

### 3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
  - ①当社は、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置付けております。当社の企業理念、経営ビジョンの推進に努め、取締役ならびに全使用人が日々実践していく事で、業務遂行上における倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。
  - ②当社及び当社子会社の取締役の業務執行が、法令・定款・規程に違反する事なく適正に行われている事を確認するため、監査役による監査を完遂します。
  - ③代表取締役の直轄機関として内部監査室が内部監査を所管し、監査役会との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部門及び子会社が法令・定款・規程と照合し適切かつ円滑に職務執行がされている事を確認の上、代表取締役に報告すると共に、適切かつ有効な指導を行う事とします。
  - ④法令・定款・規程の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報制度の継続運用を行い、コンプライアンス経営の強化を図ると共に、通報した人が不利益を受けない事を保証いたします。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社における取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」に基づき適切に整理・保管・管理を行います。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理会議規程」を整備し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
  - ②リスク管理体制の構築により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めると共に不測の事態が生じた場合は、損害・影響額を最小限にとどめ、事業の継続を確保するための体制を整備します。
  - ③当社子会社においても、その規模、特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理にかかる体制を整備します。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
  - ①当社は、毎月1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の執行状況の監督を行います。

- ②業務執行を効率的に行うため戦略会議を取締役会前に開催し、業務執行に関する一部の事項について決定を行っております。
  - ③当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に業務執行上の重要課題について報告・検討を行います。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業績等について報告を義務づけており、当社子会社に対する適切な経営管理を行う事とします。
  - ②当社は当社子会社における重要事項を戦略会議で報告、又は「取締役会規程」「職務権限規程」に基づき、当社の取締役会において決議もしくは、報告を行う事と定めており、当該会議及び規程の運用によって適切な経営管理を行います。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は必要に応じて補助すべき使用人を置く事ができます。
7. 監査役を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役の職務を補助するスタッフは、その期間中指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人に対する指示の実効性を確保します。
8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ①当社取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、当社及び当社子会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明します。
  - ②当社及び当社子会社の取締役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとします。
  - ③監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して随時その報告を求める事ができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとします。

9. 監査役に報告を行った者が当該報告を行った事を理由として不利な取扱を受けない事を確保するための体制  
当社は、監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告を行った事を理由として不利な取扱を行う事を禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。
10. 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は監査役が、その仕事執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の仕事の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。
11. その他監査役の仕事が実効的に行われる事を確保するための体制  
監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受ける事ができる体制を整備します。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
①当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めると共に毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持します。  
②反社会的勢力に対応する部門及び対応マニュアルを設置し、引き続き社内体制の整備強化、及び関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに対応します。
13. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制  
①当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため財務・会計に係る諸規程を整備すると共に、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行う事により、財務報告に係る内部統制の充実を図ります。  
②当社及び当社子会社ならびにその監査役、内部監査室、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を継続的に評価し、是正・改善の必要があるときはその対策を講じます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 業務の適正を確保するために「企業理念」「経営ビジョン」を定めるとともに、規程やマニュアルを整備し、社内イントラネット等を通じ周知徹底を図っております。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとして、リスク管理会議を開催し、リスクに関する情報共有を図っております。また、コンプライアンスや各規程に関する研修を定期的に実施いたしました。
- ③ 内部通報制度につきましては「公益通報者保護規程」を整備し、外部の専門家と社内に通報窓口を設置し、運用状況について代表取締役社長並びに監査役へ報告しております。
- ④ 監査を支える体制においては、監査役と代表取締役社長、各取締役等と定期的に意見交換を行い、監査状況や経営リスクを共有しております。また、会計監査人、経理財務部及び内部監査室と適切に連携する事で、監査の実効性の向上を図っております。
- ⑤ 子会社については、「関係会社管理規程」に定めている承認事項、報告事項に基づき子会社が実施する諸手続きや経営状況等を確認・連携し業務運営状況を管理しております。

## 4 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,831,291</b>
現金及び預金	1,600,833
売掛金及び契約資産	892,500
その他	391,685
貸倒引当金	△53,728
<b>固定資産</b>	<b>1,667,573</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>219,858</b>
建物附属設備	411,258
減価償却累計額	△194,987
減損損失累計額	△67,897
建物附属設備(純額)	148,373
車両運搬具	3,245
減価償却累計額	△2,477
車両運搬具(純額)	767
工具、器具及び備品	209,441
減価償却累計額	△150,854
減損損失累計額	△3,746
工具、器具及び備品(純額)	54,840
建設仮勘定	1,185
リース資産	17,089
減価償却累計額	△2,397
リース資産(純額)	14,691
<b>無形固定資産</b>	<b>672,629</b>
のれん	56,883
ソフトウェア	517,731
ソフトウェア仮勘定	56,709
その他	41,304
<b>投資その他の資産</b>	<b>775,085</b>
投資有価証券	133,481
保証金	439,729
繰延税金資産	95,123
その他	106,749
<b>資産合計</b>	<b>4,498,864</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>862,724</b>
買掛金	111,495
未払金	207,300
未払費用	75,183
未払法人税等	70,600
契約負債	243,164
株主優待引当金	10,061
賞与引当金	13,130
その他	131,788
<b>固定負債</b>	<b>21,915</b>
その他	21,915
<b>負債合計</b>	<b>884,639</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>3,586,165</b>
資本金	1,354,780
資本剰余金	1,300,498
利益剰余金	1,119,895
自己株式	△189,009
非支配株主持分	28,059
<b>純資産合計</b>	<b>3,614,225</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,498,864</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上	高価		6,004,557
売上	原価		989,096
販売費	総利益		5,015,460
営業	一般管理費		4,827,570
営業	利益		187,890
受取	外収	利息	292
受取	取	貸	28,477
助成	賃金	貸	1,935
その他	の	入	1,051
営業	外費	他	31,756
支	払	利	79
賃	貸	収	23,392
その他	の	入	1,402
経	常	利	
特	別	利	益
特	別	損	益
固定	定	資	産
減	損	除	却
投資	有	価	証
税金	等	調	整
前	当	期	純
利益			
法人	税	、	住
法人	税	等	調
当	期	純	利
親	社	株	主
に	帰	属	す
る	当	期	純
利益			
			114,921
			270
			241
			36,880
			43,000
			80,121
			130,288
			△31,406
			98,881
			16,039
			16,039

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,545,854</b>
現金及び預金	1,370,277
売掛金	761,300
前払費用	660
未収入金	143,698
預け金(流動)	39,393
その他	212,544
貸倒引当金	21,177
	△3,198
<b>固定資産</b>	<b>1,623,230</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>176,547</b>
建物附属設備	391,254
減価償却累計額	△188,013
減損損失累計額	△67,897
建物附属設備(純額)	135,343
車両運搬具	3,245
減価償却累計額	△2,477
車両運搬具(純額)	767
工具、器具及び備品	122,614
減価償却累計額	△94,308
減損損失累計額	△3,746
工具、器具及び備品(純額)	24,559
建設仮勘定	1,185
リース資産	17,089
減価償却累計額	△2,397
リース資産(純額)	14,691
<b>無形固定資産</b>	<b>628,641</b>
のれん	56,883
ソフトウェア	530,453
その他	41,304
<b>投資その他の資産</b>	<b>818,041</b>
関係会社株式	90,582
投資有価証券	133,481
長期前払費用	29,794
保証金	427,657
繰延税金資産	50,193
その他	86,332
<b>資産合計</b>	<b>4,169,084</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>713,770</b>
買掛金	173,414
未払金	181,960
未払費用	60,692
未払消費税等	28,349
未払法人税等	35,500
契約負債	144,652
株主引当金	10,061
賞与引当金	13,130
その他	66,009
<b>固定負債</b>	<b>21,915</b>
その	21,915
<b>負債合計</b>	<b>735,685</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>3,433,399</b>
資本金	1,354,780
資本剰余金	1,297,856
資本準備金	1,162,988
その他資本剰余金	134,868
<b>利益剰余金</b>	<b>969,770</b>
利益剰余金	969,770
繰越利益剰余金	969,770
繰越利益剰余金	969,770
<b>自己株式</b>	<b>△189,009</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,433,399</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,169,084</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2022年7月1日から2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,302,415
売上原価	651,143
売上総利益	4,651,271
販売費及び一般管理費	4,508,600
営業利益	142,670
営業外収益	
受取利息	40
有価証券利息	250
受取賃貸料	40,512
助成金収入	689
その他	1,050
合計	42,544
営業外費用	
支払利息	79
賃貸収入原価	35,428
その他	1,402
合計	36,910
経常利益	148,305
特別利益	
固定資産売却益	270
関係会社株式売却益	21,241
特別損失	
固定資産除却損	241
減損損失	36,880
投資有価証券評価損	43,000
合計	80,121
税引前当期純利益	89,695
法人税、住民税及び事業税	89,995
法人税等調整額	△15,857
当期純利益	15,556

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年8月31日

株式会社アイリックコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永峯 輝一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷川 陽子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイリックコーポレーションの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイリックコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年8月31日

株式会社アイリックコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永峯 輝一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷川 陽子  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイリックコーポレーションの2022年7月1日から2023年6月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月31日

株式会社アイリックコーポレーション  
監査役会

常勤監査役 青島一哲 ㊞

監査役 鈴木康之 ㊞

監査役 池田 勉 ㊞

監査役 青島一哲、鈴木康之及び池田勉は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# TOPICS



## ■女性が活躍できる企業



2020年6月、厚生労働大臣女性活躍推進法に基づく優良企業として「えるぼし」を取得しました。

5つの項目（1. 採用、2. 継続就業、3. 労働時間等の働き方、4. 管理職比率、5. 多様なキャリアコース）の基準をすべて満たし最高位\*「3段階目」に認定されました。

また、2023年7月23日付東洋経済オンラインにて、「女性部長の比率が高い会社」ランキングにて、4位にランクインしました。（女性部長比率54.5%）

\*取得当初は最高位でしたが、その後「プラチナ」というさらに上のランクが新設されております。

## ■オリコン顧客満足度®ランキング3年連続で総合第1位



### 8項目中4項目で第1位を獲得

- ・スタッフの提案力
- ・契約手続き
- ・取扱商品の充実度
- ・アフターフォロー

当社が運営する『保険クリニック®』は、2022年「オリコン顧客満足度®調査」の来店型保険ショップにおいて、3年連続総合第1位の評価をいただきました。今後も『保険クリニック®』を利用されるすべてのお客様にご満足いただけるサービスの提供に努めて参ります。

# 株主総会会場ご案内図



## 会場

東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号  
三井住友海上駿河台新館  
TKPガーデンシティ御茶ノ水  
3階カンファレンスルーム  
電話 03-5283-6211

## 交通

- 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 / 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 / 都営新宿線 小川町(東京都)駅  
**B3b出口** 直結
- JR中央線 / JR総武線 御茶ノ水駅  
**聖橋出口** 徒歩4分
- 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅  
**1出口** 徒歩6分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

